

直前確認

給与支払事業者は
必聴です！！

定額減税対応説明会

税制改正により、1人当たり4万円(所得税・住民税)の定額減税が実施されます。減税方法は、6月1日以降の給与支給時及び年末調整の機会に、給与天引き分から調整することになっています。

本説明会では、定額減税の制度内容や実務について解説します。

中小企業や小規模事業の経営者、経理担当者、そして税務に関わるすべての方々に必聴の内容となっています。

2024年

5月8日

水

15:00-17:00

広川町産業展示会館 2階大ホール

講師紹介

税理士：荒尾 幸男 先生

(荒尾幸男税理士事務所 代表)

セミナーの主な内容

- ・ 定額減税の対象者
- ・ 減税額の計算方法・減税方法
- ・ 給与支払者が行うべき事務手続き
- ・ 月次及び年末調整の事務 他

無料

FAXもしくはお電話にてお申込みください 申込締切：令和6年5月7日（火）午前中まで

事業所名	
電話番号	
受講者名①	
受講者名②	
受講者名③	

主催：広川町商工会

TEL: 0943-32-0344 FAX: 0943-33-1068